

前項ノ通知ナキモノハ期間ノ滿了ニ因リテ其雇傭契約ハ消滅スルモノトス

第五條 職工ノ就業經過年數ノ計算ハ凡テ最初傭入ノ時ニ溯リ起算スルモノトス

第六條 職工ノ資格左ノ如シ

- 一、職長
- 二、職長心得
- 三、小頭
- 四、伍長
- 五、普通職工
- 六、見習職工

但シ工場毎ニ別ニ其資格ヲ定ムル事アルベシ

第七條 職長及職長心得ハ監督職員ノ指揮ニ從ヒ所屬職工ヲ督勵シ其分擔業務ニ従事スルモノトス

小頭ハ監督職員又ハ職長、職長心得ノ指揮ニ從ヒ所屬職工ヲ指導シ其分擔作業ニ従事スルモノトス

伍長ハ小頭ヲ輔佐シ其分擔作業ニ従事スルモノトス

第八條 新ニ傭入ル、職工ハ年齢十五歳以上滿四十五歳迄ノ者ニ限ル但シ特別ノ事情アルトキハ此限ニアラズ

見習職工ハ十八歳未滿ノ者トス

第九條 職工タラントスル者ハ履歴書、戶籍謄本並ニ身元證明書ヲ本社ニ差出スベシ

前項ニ依リ適當ト認めタルモノハ本社所屬ノ醫師ニ於テ體格検査ヲ行ヒ合格シタルモノニ限リ技術試験ノ上採用シ直ニ所定ノ誓約書ヲ提出セシムルモノトス

但シ必要ニ應ジ第一項ノ書類ト共ニ寫真ヲ添付セシムルコトアルベシ

見習職工ノ保證人ハ二名トシ一名ハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人他ノ一名ハ社員又ハ伍長以上ノ職工タルヲ要ス但シ特ニ會社ノ承認ヲ經タルモノハ此限ニアラズ